# 平成27年3月森町議会定例会会議録

1 招集日時 平成27年3月2日(月) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成27年3月2日(月) 午前9時30分

4 応招議員

伊藤和子 1番議員 2番議員 小澤哲夫 3番議員 吉筋惠治 中根幸男 4番議員 5番議員 鈴木托治 6番議員 彰 西田 7番議員 太田康雄 進 8番議員 亀 澤 9番議員 山本俊康 10番議員 榊 原 淑 友 11番議員 片 岡 小 沢 一 男 健 12番議員

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長 村 松 藤 雄 副町長 鈴木寿一 教育長 比奈地敏彦 建設参事 鈴木雅則 総務課長 杉山眞人 防 災 監 村松利郎 了 税務課長 村松也寸志 企画財政課長 長 野

住民生活課長 保健福祉課長 村松 弘 村 松 富 夫 産業課長 三浦 強 建設課長 鈴木可浩 大場満明 上下水道課長 山田裕一 学校教育課長 社会教育課長 鈴木富士男 病院事務局長 西谷勉次 会計管理者 髙 木 利 夫

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 三浦 健 議会書記 鈴木芳明

10 会議に付した事件

議案第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第 3号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 について

議案第 4号 森町表彰条例の一部を改正する条例について

議案第 5号 森町行政手続条例の一部を改正する条例について

議案第 6号 森町消防団条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 森町企業立地推進基金条例について

議案第 8号 森町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 森町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の 人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正 する条例について

議案第10号 森町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービス の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予 防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に 係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

議案第11号 森町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設 の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条 例について

議案第12号 森町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員

- 及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のため の効果的な支援の方法に係る基準に関する条例について
- 議案第13号 森町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が 遵守すべき基準に関する条例について
- 議案第14号 森町保育の必要性の認定に関する条例について
- 議案第15号 森町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 森町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例について
- 議案第17号 平成26年度森町一般会計補正予算(第10号)
- 議案第18号 平成26年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第19号 平成26年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2 号)
- 議案第20号 平成26年度森町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 議案第21号 平成26年度森町病院事業会計補正予算(第5号)
- 議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について(森町吉川キャンプ場)
- 議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について(森町天方宿泊施設)
- 議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について(森町三倉デイサー ビスセンター)
- 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について(森町森デイサービスセンター)
- 議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について(森町園田デイサー ビスセンター)
- 議案第27号 森町道路線の廃止について
- 議案第28号 森町道路線の認定について
- 議案第29号 平成27年度森町一般会計予算
- 議案第30号 平成27年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第31号 平成27年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第32号 平成27年度森町介護保険特別会計予算
- 議案第33号 平成27年度森町公共下水道事業特別会計予算

議案第34号 平成27年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算

議案第35号 平成27年度森町三倉簡易水道事業特別会計予算

議案第36号 平成27年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算

議案第37号 平成27年度森町水道事業会計予算

議案第38号 平成27年度森町病院事業会計予算

## <議事の経過>

# 議長

長 ( 榊原淑友 君 ) 出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から平成27年3月、森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、 7番太田康雄君及び8番亀澤進君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

#### 議長

(榊原淑友君)「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から3月23日までの22日間に決定しました。

日程第3、「報告事項」については、監査委員から例月出納検査 の結果についての報告が来ております。

お手元に配布のとおりですので、ご了承願います。

日程第4、議案第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」を 議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

### 議長

( 榊原淑友 君 )本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町 長

( 村松藤雄 君 )ただ今上程されました議案第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づく、人権擁護 委員候補者の推薦であります。

現在、人権擁護委員として活動されている市橋明典氏が、平成27年6月30日をもって任期満了となり、退任することとなったため、 後任として新たに推薦するものであります。

人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自 由人権思想の普及高揚を図るため献身的な活動をされております。

今回提案いたしました佐藤多洋氏は、長年にわたり森町役場に奉職され、在職中は社会教育課長、総務課長等を歴任されて、本町の発展に尽力いただきました。退職後におきましでも、森町社会教育委員を努めていただき、現在も森町固定資産税評価審査委員をお願いしているところでございます。

佐藤氏は明朗・誠実な人柄で、地域の方々からの信頼も厚く、特に人権に関しましては、森町役場在職中より識見が高く、委員の候補者として適任であると存じますので、推薦するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたけども、よろしくご審議 をお願い申し上げます。

議長

(榊原淑友君)これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、伊藤和子君。

1番議員

(伊藤和子君)1番、伊藤でございます。今回、市橋明典氏の後任として、佐藤多洋氏を推薦されたということですが、人権擁護委員の任期は3年ということで、昨年6月の定例会で女性2名を再任、そして12月には、任期満了となった方の後任の推薦に、私たちも同意いたしました。

このようなことから、在職期間の平均年数がどのくらいなのかということと、現在女性が3名、男性が2名、人権擁護委員として活

動されておりますが、それぞれの方は人格を評価され、委員としての自覚、誇りを持って活動されていることと思います。しかし、人権擁護委員は世間一般に認知度が低く、民生委員のように活動内容が見えにくく、社会貢献を実感されているのか、やりがいを感じているのか、現状の活動の内容に満足していらっしゃるのか、お声が私たちの所へは届いておりません。

もしよろしかったら、分かる範囲内でかまいませんので、教えていただければと思います。また、できれば佐藤多洋氏の推薦に至るまでの経緯をお願いいたします。

議 長

長

町

(榊原淑友君)町長、村松藤雄君。

( 村松藤雄 君 )まず、人権擁護委員の期間でございますけども、2期目の再任をされている方が3人、3期目の方はいらっしゃいません。1期目になられる方が、今白畑さんが1期目でございますので、佐藤さんが再任をされればお二人ということになろうかと思います。

それから、人権擁護委員の活動内容についての周知ということでございますけども、森町という行政としての役割は、議会の承認を頂いて、人権委員を推薦することでございます。元々人権擁護委員は非常勤の国家公務員になるわけでございまして、法務大臣が任命するわけですから、本来この人権擁護委員としての活動内容のPRについては、第一意的には法務省が責任を持っていると、こう考えているところでございます。

役場としては、それをフォローするという立場でございますから、 まず、伊藤さんの質問のですね、本来森町がもっとPRすべきだとい うことについては、まずは法務省にそういうことをお伝えをすると いうことで、ご理解を頂きたいと、このように思うところでござい ます。

それから、人選に当たっての経緯でございますけども、今人権擁護委員、ある程度皆さん方のご相談に応じるということでございますので、地域的なバランスも考慮しているところでございます。地

域から推薦されていない方については、一宮と三倉と、それから天 方が出ていないということでございますので、この三倉、天方、一 宮の地域から専任をしてきたということでございます。

そして、佐藤氏は先ほど提案説明でも申し上げましたように、今まで役場の課長としても、また現在社会教育委員としても活躍をされておりまして、よく性格も承知している方でございますので、今回お願いをしたということでございます。よろしくお願いします。

議長

( 榊原淑友 君 )他に質疑はありませんか。

7番、太田康雄君。

7番議員

(太田康雄 君)ただ今市橋明典氏の任期満了、退任に伴って、新たに佐藤多洋氏が推薦されているわけですが、地域のバランスということがお話がありましたけども、市橋氏が三倉地区で、今回佐藤氏が一宮地区ということで、定員が5人なのですべての地区というわけにはいかないというのは分かるわけですが、三倉、天方に人権擁護委員がいらっしゃらないということになろうかと思いますが、そこのところはどのようにカバーされるのか、どういうふうにお考えになっているのかということと、佐藤氏の経歴を見させていただきますと、行政について非常に明るく、また、退職後は地域から社会教育委員を務めていらっしゃるということで、地域の信望もあり、また地域の情勢について精通されている方だと思います。

23年5月からは、森町固定資産税評価審査委員もやっていらっしゃるわけですが、こういった森町固定資産評価審査委員は、常に仕事があるというわけではない委員ではありますが、こういった公的な役職をお願いする場合、できればその他のものと兼務するのではなくて、なるべく一つの職をお願いする方が良いのではないのかというふうにも思うわけですが、適任者がいるかどうか、いろいろな条件の中で今回佐藤さんが候補者として推薦されていると思いますけども、この公的な役職を兼務するということについては、どのようにお考えでしょうか。

議長

( 榊原淑友 君 )町長、村松藤雄君。

町 長

長 ( 村 松 藤 雄 君 ) 公的な役職を兼務するという部分では、非 常勤の公務員になりますので、兼務そのものについては規制がある わけではございません。

固定資産税評価委員は、ここ3年間は一度も開いてはおりません ので、まさに兼務しても何ら支障がないということでございますの で、その点についてはそういう職を兼ねていても全くかまわないと、 このように理解をしているところでございます。

なお、地域性の問題については担当課長の方から答弁をさせます ので、よろしくお願いします。

議 長

( 榊原淑友 君 )住民生活課長。

住民生活課 長

( 村松 弘 君 )住民生活課長です。人権擁護委員の地域性ということでございますけれども、ご質問にもありましたように、5名の方が今人権擁護委員として勤めていらっしゃいます。三倉、天方地区に人権擁護委員がいないということでございますけども、現在ですね、森にいらっしゃいます山田委員がですね、天方地区のご出身ということで、そちらの方のカバーは山田委員にしていただいておりますので、三倉小学校の方にもですね、作文等の話をお願いしに行くときもですね、山田委員とか、あと飯田のですね、小倉委員とかがですね、出向いて、その辺の地域性のカバーはしておりますので、問題ないというふうに考えております。以上です。

議長

( 榊原淑友 君 )他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議長

( 榊原淑友 君 )「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議長

(榊原淑友君)「異議なし」と認めます。

これから議案第2号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

( 起 立 全 員 )

議長

(榊原淑友君)起立全員です。

したがって、議案第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」 は、同意することに決定しました。

日程第5、議案第3号「一般職の職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

( 榊原淑友 君 )本案について提案理由の説明を求めます。 町長、村松藤雄君。

町 長

( 村松藤雄 君 ) ただ今上程されました議案第3号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成26年人事院勧告の給与制度の総合的見直しに 基づく、給料月額、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当等の改定 の勧告を受けた国の動向を踏まえて、改正するものでございます。

まず、本条例第1条でございますが、単身赴任手当については、 民間を下回っている支給額の上限額をそれぞれ引き上げるととも に、再任用職員についても単身赴任手当の支給対象とするものであ ります。

管理職員特別勤務手当については、災害への対処等の臨時・緊急 の必要によりやむを得ず勤務した管理職に対して支給する手当でご ざいまして、今回、新たに平日深夜の午前 0 時から午前 5 時までの 間に勤務した場合の勤務 1 回につき支給上限額を 6 千円とするもの でございます。

また、行政職給料表(一)6級の55歳を超える職員に対する、1.5 パーセントの減額措置を平成30年3月31日までとするものであります。

次に、別表第1、別表第2イ及びウにつきましては、月例給を引き下げた国の俸給表の改正に合わせて、それぞれの給料表について

引下げを行うものでありまして、給料月額の引下げに伴い、現在の 給料月額との差額につきましては、平成30年3月31日まで差額を支 給するものであります。

別表第4の1につきましては、より一層の業務の円滑な推進と職員のモチベーション向上を図るため、4級に係長、主任主査等を格付するための所要の改正でございます。

次に、本条例第2条につきましては、給料月額の引下げに伴う激減緩和を図るため、新たな現給保障を平成27年4月以降に実施するに当たり、平成18年3月に改正されました現給保障を平成27年3月をもって廃止するものであります。

なお、施行日については、本条例第1条は平成27年4月1日から、 本条例第2条は公布の日からとするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたけども、よろしくご審議 をお願い申し上げます。

議長

( 榊原淑友 君 )日程第6、議案第4号「森町表彰条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

( 榊原淑友 君 )本案について提案理由の説明を求めます。 町長、村松藤雄君。

町 長

( 村松藤雄 君 ) ただ今上程されました議案第4号「森町表彰条例の一部を改正する条例について」、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、表彰の基準について見直すものであります。改正の理由といたしましては、現行の条例におきましては、表彰の基準が、「本町の町民、団体及び職員」に限定されているため、町外の方から寄附を頂いた場合の表彰には、議会の同意が必要となっております。

議員の皆様もご案内のとおり、近年は町外の方や企業からの多額 の寄附が増えておりますので、今回の改正によりまして、迅速かつ 円滑な表彰を図るものでございます。

なお、今回の改正により表彰の範囲を町外へ拡大するため、第2条第3項、いわゆる議会の同意は不要となりますので、削除するものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたけども、よろしくご審議 のほどお願い申し上げます。

議長

( 榊原淑友 君 )日程第7、議案第5号「森町行政手続条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

( 榊原淑友 君 )本案について提案理由の説明を求めます。 町長、村松藤雄君。

町 長

( 村松藤雄 君 ) ただ今上程されました議案第5号「森町行政手続条例の一部を改正する条例について」、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成26年6月に公布された行政手続法の改正により、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び国民が法令違反の事実を発見した場合において行政庁に対して是正のための処分等を求める制度などが創設されたことに伴い、行政手続法が守備範囲としない町が行う行政指導と条例等を根拠とする処分等についても、法律同様に規定するものであります。

この改正により、町では、行政指導をする際に、許認可等をする 権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示す場 合には、その相手方に対し、当該権限を行使しうる根拠を示すこと が義務づけられるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたけども、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長

( 榊 原 淑 友 君 )日程第8、議案第6号「森町消防団条例の 一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

( 榊原淑友 君 )本案について提案理由の説明を求めます。 町長、村松藤雄君。

町 長

( 村松藤雄 君 ) ただ今上程されました議案第6号「森町消防団条例の一部を改正する条例について」、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成26年7月に消防団を中核とした地域防災力の 強化の在り方に関する中間答申があり、その中で、消防団員の活動 実態に応じた報酬を支給する必要があるところは、報酬等を引き上 げるよう通知がありました。

森町においても中間答申に応じ、団員確保やサラリーマン団員の増加による消防団活動の負担の増加など様々な問題を鑑み、地域の防災力として消防団員の活動環境の整備、士気の維持、向上を図るため、団員報酬の引上げを行うものであります。

内容につきましては、県西部管内の消防団の団員報酬を比較検証 した結果、団員報酬年額につきましては、同じ広域行政組合の袋井 市との均衡、袋井市も増額改定を予定していることから、改訂をし ようということでございます。なお、森町の団員の報酬については、 26年4月から改定を行ったわけですけども、その折には袋井市との 均衡を考慮した改定となっておりますことから、今回袋井市が増額 改定を行うということでございまして、それらを考慮して、引き続 きでございますけども、増額改定をお願いするところでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたけども、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長

( 榊原淑友 君 )日程第9、議案第7号「森町企業立地推進基金条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

( 榊原淑友 君 )本案について提案理由の説明を求めます。 町長、村松藤雄君。 町 長

長 ( 村 松 藤 雄 君 ) ただ今上程されました議案第7号「森町企業立地推進基金条例について」、提案理由の説明を申し上げます。

この基金の設置につきましては、町内への企業立地を促進することにより、地域産業の活性化と雇用機会の創出を図るため、基金を設置するものでございます。

積み立てる額につきましては、一般会計予算において額を定め、 基金設置の目的を達成するために必要な経費の財源とすることとしており、今議会に提案しております、一般会計補正予算(第10号)の中で、旧中央体育館等の敷地を民間企業に売却したことにより生じた売却収入の一部を積み立てることとしております。

この基金の主要な活用方法につきましては、森町産業立地事業費補助金の財源として考えているところであり、この補助金が、企業の決断を後押しするひとつの判断材料となっており、進出する企業の規模によっては、予算への負担が非常に大きくなるため、あらかじめ支出に備えておくことが望ましいと判断したところでございます。

以上申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よ ろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長

( 榊原淑友 君 )日程第10、議案第8号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

( 榊原淑友 君 )本案について提案理由の説明を求めます。 町長、村松藤雄君。

町 長

( 村松藤雄 君 )ただ今上程されました議案第8号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成27年度から平成29年度までの3年間の、第6期介護保険事業計画期間における65歳以上の第1号被保険者の介護保険料の額の改定であります。

この保険料額は、第6期事業計画期間において推計される保険給付費等に基づき、保険料の額を算定しております。

第6期の保険料については、標準所得段階を6段階から9段階に細分化した上で、所得段階第5段階の一月あたりの額を保険料基準額としまして、現行の4,550円から、650円増の5,200円とし、年額では62,400円とするものであります。

なお、保険料の改定につきましては、森町高齢者保健福祉計画審 議会にお諮りし、承認を頂いておりますことを申し添えます。

また、附則第7条につきましては、いわゆる「医療介護総合確保推進法」の成立に伴い、新たに地域支援事業として位置付けられた在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業については平成30年3月末まで、それぞれ事業実施が猶予できることとされていることから、制定附則に新たな規定を追加するものであります。

本条例の施行日につきましては、平成27年4月1日と定めております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたけども、よろしくご審議 をお願い申し上げます。

議長

( 榊原淑友 君 )日程第11、議案第9号「森町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第12、議案第10号「森町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について」の、議案2件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

( 榊原淑友 君 )本案について提案理由の説明を求めます。 町長、村松藤雄君。 町 長 ( 村松藤雄 君 ) ただ今一括して上程されました、議案第9 号及び議案第10号の各条例案について、提案理由の説明を申し上げ ます。

今回の改正は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」が、本年1月16日に公布されたところであります。

この改正省令第3条及び第6条におきまして、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が改正されたことから、これらの基準を「従うべき基準」等として制定をしている本町条例について、所要の改正を行うものでございます。

最初に、議案第9号「森町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について」申し上げます。

本案は、改正省令で定める基準と同じ内容で、本条例を改正するものであります。

主な内容といたしましては、「認知症対応型通所介護」においては利用定員、夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準に関する規定等について、「小規模多機能型居宅介護」においては登録定員等、看護職員の配置要件に係る規定等について、「認知症対応型共同生活介護」においてはユニット数に係る規定について、「複合型サービス」においてはサービス名称、登録定員等に係る規定等について、それぞれ改正厚生労働省令で定める基準に従い、改正を行うものであります。

次に、議案第10号「森町介護保険法に基づく指定地域密着型介護 予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介 護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る 基準に関する条例の一部を改正する条例について」申し上げます。

本案は、議案第9号と同じく、改正厚生労働省令で定める基準と同じ内容で、「認知症対応型通所介護」、「小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型共同生活介護」等の基準について、改正を行うものであります。

本条例の施行日につきましては、平成27年4月1日と定めております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたけども、よろしくご審議 をお願い申し上げます。

議長

( 榊原淑友 君 )日程第13、議案第11号「森町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第15、議案第13号「森町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例について」まで議案3件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

( 榊原淑友 君 )本案について提案理由の説明を求めます。 町長、村松藤雄君。

町 長

( 村松藤雄 君 ) ただ今一括して上程されました、議案第11 号から議案第13号までの各条例案について、提案理由の説明を申し 上げます。

今回の条例の一部改正及び制定につきましては、平成25年6月14日に公布された地域主権第3次一括法において介護保険法が一部改正されたことに伴い、「指定介護予防支援事業者の指定に関する基準」及び「指定介護予防支援等に関する基準」並びに「地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準」のそれぞれを、市町村が条例で定めることとなりましたので、当該基準を定める条例を制定するものであります。

はじめに、議案第11号「森町介護保険法に基づく指定地域密着型

介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改 正する条例について」の内容でございますが、改正「介護保険法」 では、指定介護予防支援事業者の指定における申請者の法人格の有 無に関する基準について、新たに市町村が条例で定めることになっ たため、厚生労働省令と同じ内容で、所要の改正を行うものであり ます。

次に、議案第12号「森町介護保険法に基づく指定介護予防支援等 の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の ための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例について」の内 容でございますが、指定介護予防支援に関する基準等について、「厚 生労働省令」として、事項ごとに、それぞれ、従うべき基準と参酌 すべき基準がありますが、すべて同じ内容で、新たに条例制定する ものでございます。

次に、議案第13号「森町介護保険法に基づき地域包括支援センタ 一の設置者が遵守すべき基準に関する条例について」の内容でござ いますが、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の 員数等について、「厚生労働省令」で定める基準と同じ内容で、地 域包括支援センターに関する基準について、新たに制定するもので あります。

なお、各条例案のいずれにつきましても現行制度との内容の変更 点はございません。

以上、提案理由の説明を申し上げましたけども、よろしくご審議 をお願い申し上げます。

( 榊原淑友 君 )日程第16、議案第14号「森町保育の必要性 長 の認定に関する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗 読 )

議 長 (榊原淑友君)本案について提案理由の説明を求めます。 町長、村松藤雄君。

( 村松藤雄 君 ) ただ今上程されました、議案第14号「森町 町 長

- 17 -

議

保育の必要性の認定に関する条例について」、提案理由の説明を申し上げます。

子ども・子育て支援新制度においては、児童福祉法に基づく現行の保育に欠ける場合の基準に代わり、子ども・子育て支援法に定めるところにより、保護者の申請を受けた市町村が客観的な基準に基づき保育の必要性を認定し、保育を利用する場合に施設型給付費等を支給する制度となることに伴い、現行の保育に欠ける場合の保育の実施基準に代わる保育の必要性の認定について、新たに定める必要が生じたため、本条例を制定するものであります。

また、本条例を制定することに伴い、保育に欠ける場合の基準を 定めている森町保育所における保育に関する条例について、併せて 廃止するものであります。

なお、施行期日は平成27年4月1日からとなります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたけども、よろしくご審議 のほどお願い申し上げます。

議 長

( 榊原淑友 君 )日程第17、議案第15号「森町職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

( 榊原淑友 君 )本案について提案理由の説明を求めます。 町長、村松藤雄君。

町 長

( 村松藤雄 君 )ただ今上程されました議案第15号「森町職員定数条例の一部を改正する条例について」、提案理由を申し上げます。

本案は、町長の所管のうち公立森町病院の職員数「189人」を「1 95人」とし、6人増員するものであります。

昨年6月、医療法の一部改正により、医療機関の勤務環境改善に係る条項が追加され、同法第30条の13により「病院の管理者は、医療従事者の勤務環境の改善及び確保に資する措置を講ずるよう努めなければならない」とされております。

同法改正の主旨を踏まえ、女性医療従事者の出産や育児休業取得に伴い、減員となる交代勤務者の確保を図るとともに、恒常的に不足している医師、薬剤師等の確保を含め、今回、定数増の改正を行うものでございます。

平成27年4月1日付けで採用内定の新規採用職員を含めた職員数 186人の予定でございますけども、その後看護師5人、社会福祉士 1人の採用を予定しております。さらに引き続き医師、薬剤師の確 保に努める予定でございます。

以上、提案理由を申し上げましたけども、よろしくご審議をお願 い申し上げます。

議長

( 榊原淑友 君 )日程第18、議案第16号「森町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長

( 榊原淑友 君 )本案について提案理由の説明を求めます。 町長、村松藤雄君。

町 長

( 村松藤雄 君 ) ただ今上程されました議案第16号「森町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、提案理由を申し上げます。

本案は「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により、介護保険法が改正され、本条例で引用している箇所に項ずれが生じるため、関係箇所の一部改正をするものであります。

改正の箇所は、別表「利用料種別」の欄中「介護予防訪問看護」 にかかる「第8条の2第4項」を「第8条の2第3項」に改めるも のです。

以上、提案理由を申し上げましたけども、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長

( 榊原淑友 君 )日程第19、議案第17号「平成26年度森町一

般会計補正予算(第10号)」から日程第23、議案第21号「平成26年度森町病院事業会計補正予算(第5号)」まで議案5件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

( 榊原淑友 君 )本案について提案理由の説明を求めます。 町長、村松藤雄君。

町 長

( 村松藤雄 君 ) ただ今一括して上程されました、議案第17 号から、議案第21号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第17号「平成26年度一般会計補正予算(第10号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ233,761千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,633,414千円とするものでございます。

5ページ、第2表繰越明許費につきましては、先の臨時議会で補 正予算(第9号)として議決いただきました事業の、地方創生に関 する事業、及び、小規模保育所設置事業、並びに、各種事業の進捗 状況に基づきまして、平成27年度に繰り越す事業及び事業費でござ います。

第3表地方債補正につきましては、各起債対象事業の事業費の減少と、対象となる起債の変更等に伴う、起債限度額の変更でございます。

以下、事項別明細書により主な補正の概要を歳出から申し上げます。

7・8ページ、2款1項5目、財産管理費100,364千円のうち、 森町企業立地推進基金積立金100,000千円は、議案第7号にて条例 の説明させていただきました、森町企業立地推進基金への積立金で あります。

3款1項4目、老人福祉費修繕費1,307千円につきましては、保 健福祉センター内、森デイサービスセンターの給湯設備修繕の経費 でございます。

繰出金20,350千円については、介護保険事業への繰り出しでございます。

2項2目、児童措置費委託料4,598千円の減額は、保育園への特定保育事業委託料でございますが、本年度事業分の見込みが立ったことにより、減額するものでございます。

9・10ページ、4款1項2目、予防費委託料5,375千円の減額に つきましては、日本脳炎や水痘を含む定期予防接種と、定期予防接 種の対象者とならない高齢者の、高齢者肺炎球菌予防接種について、 本年度の事業の見込みが立ったことにより、減額するものでござい ます。

6目、診療所費130,000千円につきましては、森町病院への経営 基盤の強化のための、繰り出しを行うものでございます。

6款1項3目、農業振興費2,097千円のうち、委託料1,403千円の 減額につきましては、県の緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補 助金をうけ、株式会社あまがた農園に委託をして参りました、農業 者人材育成委託事業の、本年度の事業見込の減少に伴い、委託料を 減額するものでございます。

また、負担金補助及び交付金3,000千円につきましては、担い手育成総合対策事業の青年就農給付金で、国の補正予算に伴い平成27年度分の一部を、年度内に前倒し給付するものでございます。

2項2目、農地事業費31,840千円の減額は、本年度の事業見込の減少により、農地整備事業として実施しております「とうもろこしの里」事業、及び、通称広域農道の舗装改良に伴う県負担金を減額するものでございます。

11・12ページ、8款2項3目、道路新設改良費12,800千円につきましては、中野地内の県道藤枝天竜線、三倉地内の県道袋井春野線、円田地内の県道山梨一宮線の事業費が確定しましたので、その事業費に伴い負担金を増額するものでございます。

9款1項1目、常備消防費8,976千円につきましては、袋井市森

町広域行政組合消防分担金について、分担金分担率の決定に伴う精算と、山梨分遣所等の人件費の増、消防無線デジタル化に伴う負担金計上等による補正でございます。

13・14ページ、10款 5 項 5 目、文化財保護費1,038千円のうち、修繕費500千円につきましては、鈴木藤三郎氏にゆかりのある方からの寄附金を活用し、庵山の観音像の天衣の修復のための修繕費でございます。

文化財保存活用事業費等補助金538千円につきましては、友田家 住宅防火設備修理事業への町の補助金でございます。

11款 1 項 1 目、農業用施設災害復旧費 2,824千円の減額は、12月の補正予算(第 8 号)でお認めいただきました、西俣の農業用水路の決壊と、草ヶ谷パイロット地内の農道路肩崩壊の災害復旧工事について、災害査定の結果を受け事業費を減額するものでございます。 続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

1・2ページ、14款2項2目、教育費国庫補助金6,774千円の減額につきましては、飯田小学校及び旭が丘中学校の給食棟耐震補強事業に係る補助金でございますが、補助金の追加交付を見込んで予算計上しておりましたが、本年度については追加交付が見込めなくなったため、減額をするものでございまして、当初予定の交付金については頂いているところでございます。

15款 2 項 2 目、民生費県補助金1,520千円の減額については、保育園に対する特定保育事業委託料減額に伴う、県補助金の減額でございます。

4目、農林水産業費県補助金3,000千円につきましては、青年就 農給付金に対する、県補助金でございます。

6目、労働費県補助金1,403千円の減額は、農業者人材育成委託 事業に係る県補助金の減額でございます。

9目、災害復旧費県補助金1,474千円の減額は、農業用施設災害 復旧費に係る県補助金の減額でございます。

16款1項2目、不動産売払収入につきましては、11月臨時議会に

おいて土地処分の議決を頂いた旧中央体育館用地等の売り払いによる収入でございますが、そのうちの一部の公衆用道路につきまして、2箇所ございましたけども、そのうちの1箇所、448平方メートルについては、隣接土地の利用の観点から、また土地所有者の要望もございましたので、土地処分を執行せず、117,610千円を計上させていただくものでございます。

17款1項2目、教育費寄附金1,050千円のうち、学校教育課分の4 00千円は、飯田小学校の卒業生の方からの寄附金でございまして、 この寄附金で遊具を設置するものでございます。

また、150千円につきましては、森中学校の卒業生の方からの寄 附金で、新1年生への図書配布のための図書購入費に充てさせてい ただくものでございます。

社会教育課分の500千円につきましては、鈴木藤三郎氏にゆかり のある方からの寄附金で、庵山の観音像修繕に利用させていただく ものでございます。

3・4ページ、18款2項3目、財政調整基金繰入金200,000千円の減額は、本年度の財源見通しが立ったため、基金取崩を一部とりやめることといたしました。

6目、緊急地震対策基金繰入金3,026千円は、袋井市森町広域行 政組合消防分担金の、消防デジタル化事業分に係る財源として繰り 入れるものでございます。

19款1項1目、繰越金336,407千円は、財源調整及び、財政調整基金の取崩のとりやめに係る財源とする、前年度繰越金でございます。

20款3項4目、雑入18,039千円のうち、老人保健医療費返還金4,873千円は、老人保健医療費に係る過去の診療報酬の修正に伴い発生した返還金を受け入れるものでございます。

また、静岡県後期高齢者医療広域連合負担金返還金12,303千円は、 前年度の精算に基づく返還金でございます。

21款の町債の減額は、各事業の事業費見込みに伴う減額でござい

ます。

6目、教育債7,700千円の増額につきましては、飯田小学校及び、 旭が丘中学校の給食棟耐震補強事業に係る国庫補助金の減額に伴 い、いわゆる追加の交付を頂けなかったことに伴う、対象となる起 債の変更と増額でございます。

次に、議案第18号「平成26年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ32,421千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,073,722千円とするものでございます。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

3・4ページ、2款1項1目、一般被保険者療養給付費15,000千円は、11月診療分までの実績を基に推計した、年間給付見込額に不足を生じるため、追加計上をお願いするものでございます。

11款 1 項 3 目、償還金17,421千円は、平成25年度実績報告に伴い療養給付費等国庫負担金、及び特定健康診査等に係る国庫負担金、並びに県負担金等の精算に伴う返還金でございます。

次に、歳入について申し上げます。

1・2ページ、3款1項1目、療養給付費等負担金4,800千円と、6款2項1目、県調整交付金900千円は、歳出の一般被保険者療養給付費に係る法定負担分等でございます。

10款1項2目、その他繰越金26,721千円は、歳出のうち国庫負担金等を除いた費用に充当する、前年度繰越金でございます。

次に、議案第19号「平成26年度森町後期高齢者医療特別会計補正 予算(第2号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,458千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192,561千円とするものでございます。

以下、事項別明細書により、補正の内容を歳入から申し上げます。

1・2ページ、1款1項1目、後期高齢者医療保険料6,458千円

は、基準所得が伸びたことにより、当初予算と比較して保険料額が増加したため、広域連合の試算額を参考とし、決算見込額との差額を計上するものでございます。

続きまして、歳出の3・4ページ、1款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金6,458千円は、納付された保険料を静岡県後期高齢者医療広域連合へ納付するもので、保険料の増額補正に伴い、それに相当する納付金を補正するものでございます。

次に、議案第20号「平成26年度森町介護保険特別会計補正予算(第4号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ162,800千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,966,192千円とするものでございます。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

3・4ページの2款1項1目、介護給付費152,300千円につきましては、訪問介護、通所介護などの居宅介護サービス、施設介護サービスの利用及びケアプラン作成に係る給付費が当初より上回る見込みのため補正するものでございます。

3項1目、高額介護サービス等費1,000千円につきましては、高額介護サービス費の給付費の増加に対応するため補正するものでございます。

4項1目、特定入所者介護サービス等費7,400千円につきましては、施設介護サービス、及び短期入所サービスの利用の増加に伴い、 負担限度額を超えた食費・居住費の補足給付が、当初を上回る見込 みのため補正するものでございます。

5項1目、高額医療合算介護サービス等費2,100千円につきましては、平成25年8月分から平成26年7月分について、国保連からの仮算定による支払見込額が判明したことから補正するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

1・2ページ、3款1項1目、介護給付費負担金57,508千円、4

款1項1目、介護給付費交付金23,680千円、5款1項1目、介護給付費負担金43,284千円、7款1項1目、介護給付費繰入金20,350千円につきましては、保険給付費に係る、国・支払基金・県・町のそれぞれの負担金等でございます。

8款1項1目、繰越金17,978千円は、補正財源としての計上でご ざいます。

最後に、議案第21号「平成26年度森町病院事業会計補正予算(第 5号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページ、補正予算第2条につきましては、当初予算第2条第3 号に定めた「主要な建設改良事業」のうち「ハ. 設備更新15,120千円」を削り、以降を順次繰り上げるものでございます。

第3条では、当初予算第3条に定めた「収益的収入及び支出」の 予定額のうち、収入の医業外収益を127,725千円増額し、393,820千 円とし、病院事業収益の予定額を2,853,342千円とするものでござ います。

また、支出の医業費用を17,244千円増額し、2,952,731千円とし、 病院事業費用の予定額を3,251,550千円とするものでございます。

第4条では、当初予算第4条に定めた「資本的収入額が資本的支 出額に対し不足する額」を112,288千円に、「当年度分消費税及び 地方消費税資本的収支調整額」を5,322千円に、「過年度分損益勘 定留保資金」を106,966千円に改めるものでございます。

また、「資本的収入及び支出」の予定額のうち、収入の出資金を2,323千円増額し、164,105千円とし、企業債を15,100千円減額し、113,200千円とし、また、補助金を4,714千円計上し、資本的収入の予定額を282,019千円とするものでございます。

また、支出の建設改良費を5,691千円減額し、125,347千円とし、 資本的支出の予定額を394,307千円とするものでございます。

それでは、補正額の明細書により補正の概要を申し上げますので、 8ページをご覧ください。

上段、「収益的収入及び支出」の収入額でありますが、医業外収

益127,725千円の増額につきましては、一般会計繰入金127,677千円 を他会計負担金として計上し、また、補助金として、病床機能分化 促進事業費補助金48千円を計上するものでございます。

次に、支出でありますが、医業費用17,244千円の増額につきましては、材料費で、手術件数の増等による診療材料費8,263千円、医消耗備品費96千円の増額をするものでございます。

また、経費で、電気料金の値上げ等により光熱水費8,885千円の増額をするものでございます。

下段、「資本的収入及び支出」の収入でありますが、出資金2,32 3千円の増額につきましては、一般会計繰入金を他会計出資金として計上し、企業債15,100千円の減額につきましては、事業費の変更により病院施設等整備事業債を減額するものでございます。

また、補助金4,714千円につきましては、病床機能分化促進事業 費補助金の交付決定を受け、県費補助金として計上するものでござ います。

次に、支出でありますが、建設改良費5,691千円の減額につきましては、医療ガス監視装置の更新にかかる部材の年度内納品が不可能となったことにより、設備として15,120千円を減額し、また、病床機能分化促進事業にかかる地域包括ケア病床で使用する医療機器として423千円、患者用ベッド等備品として9,006千円を計上するものでございます。

続いて、1ページにお戻りください。

第5条では、当初予算第5条に定めた「企業債」のうち、病院施設等整備事業の限度額を76,700千円とし、第6条では、当初予算第6条に定めた「一時借入金」の限度額を620,000千円とし、第7条では、当初予算第9条に定めた「他会計からの出資金及び負担金」の、一般会計からの受入額を520,000千円とするものでございます。

また、第8条では、当初予算第11条に定めた「取得する資産」の 「設備医療ガス監視装置一式」を「備品患者用ベッド一式」に改め るものでございます。 以上が、議案第17号から議案第21号までの概要でございます。よるしくご審議の程お願いいたします。

議長

( 榊原淑友 君 )しばらく休憩をします。再開を11時から行います。

( 午前10時50分 ~ 午前11時00分 休憩 )

議 長

( 榊原淑友 君 )休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第24、議案第22号「公の施設の指定管理者の指定について(森町吉川キャンプ場)」から日程第28、議案第26号「公の施設の指定管理者の指定について(森町園田デイサービスセンター)」まで議案5件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

( 榊原淑友 君 )本案について提案理由の説明を求めます。 町長、村松藤雄君。

町 長

( 村松藤雄 君 ) ただ今一括上程されました、議案第22号から議案第26号までの公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

初めに議案第22号「森町吉川キャンプ場」及び議案第23号「森町天方宿泊施設」の指定管理者の指定について申し上げます。

森町吉川キャンプ場及び森町天方宿泊施設は、平成18年4月から 指定管理者制度により、(株)アマガタと管理に関する協定を締結し、 適切に管理が行われて参りました。基本協定期間が3年間であり、 本年3月末で期間満了となるため、昨年12月22日から本年1月21日 まで指定管理者候補者の募集を一括して公募形式で実施したとこ ろ、(株)アマガタ1社のみの応募でありました。選定委員会におい て審査を受けたところ、(株)アマガタは指定管理者として適当であ る旨の回答がありました。

つきましては、(株)アマガタは、これまで運営してきた経営ノウハウがあり、今後も地域に根ざした安定した管理を行うことが期待できることから、指定管理者としてふさわしいと考えられるため、

指定管理者の指定について議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第24号から議案第26号までの森町三倉デイサービスセンター、森町森デイサービスセンター、森町園田デイサービスセンターの三つの施設の指定管理者の指定について申し上げます。

この三つのデイサービスセンターは、平成24年4月1日から3年間、指定管理者制度により社会福祉法人森町社会福祉協議会に指定してきましたが、本年3月末に指定管理期間が切れることから、3施設を一括公募をいたしましたところ、「社会福祉法人森町社会福祉協議会」の1法人から申請がありました。

今回の指定管理者の選定に当たり、指定管理者選定委員会を開催し、申請書類に基づき事業所の運営状況等についてヒアリングを行い審議をした結果、森町社会福祉協議会が、これまで長期にわたりデイサービスセンターの運営を適切に行っている事業所であること、また、指定管理者として運営してきた中で、事業計画書に沿った安定した経営を行い、通所者からも信頼を得ていることなどから、指定管理者として適切に管理を行うことができると認められるとの意見を頂きました。

また、3つのデイサービスセンターの中で、三倉デイサービスセンターは、山間地域の送迎問題もあり経営的には厳しい状況ではありますが、他の施設と同様に公平にサービスを提供する、公共性を持った組織である森町社会福祉協議会が、適切に管理を行うことができると判断いたしました。

つきましては、指定管理者として、「社会福祉法人森町社会福祉 協議会」を指定いたしたく、議会の議決をお願いするものでありま す。

なお、指定期間については、吉川キャンプ場、天方宿泊施設及び 三つのデイサービスセンターとも平成27年4月1日から平成30年3 月31日までの3年間であります。

以上、申し上げ提案理由の説明とさせていただきます。よろしく

ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長

( 榊原淑友 君 )日程第29、議案第27号「森町道路線の廃止 について」及び日程第30、議案第28号「森町道路線の認定について」 の、議案2件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

( 榊原淑友 君 )本案について提案理由の説明を求めます。 町長、村松藤雄君。

町 長

( 村松藤雄 君 ) ただ今一括して上程されました、議案第27 号及び議案第28号について、提案理由を申し上げます。

最初に、議案第27号「森町道路線の廃止について」申し上げます。

今回、廃止する路線は「町道向天方12号線」及び「町道向天方13 号線」の2路線であります。路線の位置については、お手元に配布 いたしました廃止路線の位置図をご覧ください。

まず、「町道向天方13号線」でありますが、向天方上公民館西側付近の集落内で町道沢上柳場線と町道向天方14号線を結ぶ路線であります。当路線は大正9年に認定され、道路台帳では幅員が2メートルから6.8メートルとなっていますが、現地を見ますと、道路としての機能を失った状況となっており、公図にも表れておりませんけども、地元要望により町道として整備することといたしました。

町では、現地を確認した結果、町道の機能を確保するためには路線の付け替えが適切であると判断し、制度上起点又は終点の位置を変更する場合は、一旦当路線を全線廃止し、新たに認定をすることとなっているためであります。

次に「町道向天方12号線」ですが、町道沢上中芝原線から東方向へ町道向天方13号線までの延長115.2メートルの路線であります。 町道向天方13号線の全線廃止に伴い、当路線の路線延長を行う計画があるため、一旦路線廃止するものであります。

続きまして、議案第28号「森町道路線の認定について」申し上げます。

今回、認定する路線は「町道向天方12号線」及び「町道向天方13 号線」の2路線であります。路線の位置については、認定路線の位 置図をご覧ください。

まず、「町道向天方12号線」でありますが、起点位置は変えずに、 終点位置を町道向天方13号線の付け替えにより、町道沢上柳場線と の交差点とするという再認定であります。

次に、「町道向天方13号線」でありますが、起点位置を変更し、 町道沢上柳場線との交差点を起点とし、途中ルート変更し、終点位 置は従来と変えず、町道向天方14号線との交差点とする路線としま す。したがいまして、従来の路線の付け替えにより起点が変わった ことによる再認定であります。

以上申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしくご 審議のほどお願い申し上げます。

議長

( 榊原淑友 君 ) しばらく休憩をします。

( 午前11時13分 ~ 午前11時14分 休憩 )

議長

( 榊原淑友 君 )休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第31、議案第29号「平成27年度森町一般会計予算」から日程 第40、議案第38号「平成27年度森町病院事業会計予算」まで議案10 件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

( 榊原淑友 君 )本案について提案理由の説明を求めます。 町長、村松藤雄君。

町 長

( 村松藤雄 君 )本日、平成27年3月森町議会定例会を開会していただき、平成27年度当初予算の議案を提出するにあたり、その概要を説明申し上げますとともに、平成27年度の町政運営に対する基本方針について、所信の一端を申し述べる機会を得ましたことを、大変嬉しく思っているところでございます。

また、議員の皆様方におかれましては、国、地方を通じて厳しい 経済・財政状況の中、地方の自立、再生と活性化、住民の暮らしの 安全確保等に対し、多大なるご尽力を賜っていることを、まずもって厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年度の日本経済の状況をみますと、安倍内閣が掲げた、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」の一体的推進により緩やかな回復基調が続いているものの、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減や夏の天候不順の影響に加え、輸入物価の上昇、さらには、消費税率引上げの影響を含めた物価の上昇に家計の所得が追いついていないことなどから、年度前半には実質GDP成長率がマイナスとなりました。

こうした状況の下、経済の好循環を確かなものとし、地方に経済成長の成果を広く行き渡らせるため、平成26年12月27日に「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を取りまとめ、雇用・所得環境が改善する中、各種政策の効果もあって経済状況は緩やかに回復することが見込まれております。

物価の動向につきましては、消費税率の引上げの影響もあって前年度よりも高い伸びを示しましたが、原油価格の低下等により、物価上昇のテンポは若干緩やかとなっております。

これらの結果、平成26年度の実質国内総生産成長率はマイナス0. 5パーセント程度、名目国内総生産成長率は1.7パーセント程度と見 込まれております。

一方、政府は、昨年12月に日本の人口の現状と将来の姿を示し、 今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生ビジョン」と目標や施策の基本的な方向を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を取りまとめ、安倍内閣が重点政策に掲げる地方 創生への取組が動き出すこととなりました。

この中で、人口減少の原因については、少子化と大都市圏への集中としており、結婚から出産、子育てまでの切れ目のない支援や、都市部から地方へ移転しやすい環境づくりを掲げています。

あわせて、全自治体に対して、人口減少を克服し、地方創生を成

し遂げるため、国と一体的に取り組むことが重要であるとして、「地 方版総合戦略」の策定を要請しているところでございます。

こうした中、平成27年度の国の一般会計予算案は、予算規模にして96兆3,420億円と、26年度当初予算に対して4,596億円、0.5パーセントの増加となっております。

政府は、この予算案について、「経済対策、26年度補正予算や27年度税制改正とあわせ、経済再生と財政再建の両立を実現する予算」と位置づけており、経済再生と財政再建の両立に向け、聖域を設けない大胆な歳出の見直し、民需主導の持続的な経済成長を促す施策に重点を置くことが示されております。

安倍内閣には、個人消費のてこ入れと地方経済の底上げを図り、 経済の好循環を全国津々浦々に拡大させ、真の景気回復、安定的な 経済成長を軌道に乗せ、誰もが安心して暮らせる活力ある日本を構 築すべく、早期に具体的な成果を上げられることを期待するところ でございます。

そして、平成27年度の地方財政計画については、東日本大震災分を除く通常収支分におきまして、地方税については、37兆4,919億円、前年度比プラス7.1パーセント、地方交付税については16兆7,548億円、前年度比マイナス0.8パーセントと見込む一方、投資的経費については、11兆円と前年度並に見込むなど、その歳入歳出規模を85兆2,710億円、前年度比プラス2.3パーセントとしております。

他方、県においては、「富国有徳の理想郷"ふじのくに"づくり ~世界水準の魅力を展開~」を掲げ、一般会計予算総額を対前年度 比プラス5.0パーセントの1兆2,397億円としております。

歳入では、企業収益の改善等による増や消費税率引上げの平年度 化等による増に伴い、法人2税や個人県民税を含む県税について、 対前年度比プラス11.6パーセントと見込んでおります。

また、歳出では、"ふじのくに"づくりの総仕上げに向けた重点 的な取組や将来を見据えた戦略的な行政運営に取り組むことから、 投資的経費については、対前年度比マイナス4.3パーセントの1,746 億800万円を計上し、平成26年度2月補正予算と一体となって重点 的取組を推進することとしております。

こうした中にあって、本町といたしましても、こうした国・県の 施策を注視しつつ、将来にわたって安定的な行財政運営をしていく ため、より一層の財政の健全化に努めるとともに、森町の地域特性 や可能性を生かした地方創生に取り組み、地域資源を活かしたまち づくりを推進していきたいと考えております。

また、平成27年度は、第8次森町総合計画の最終年度であり、マニフェストに掲げた「ええら森町」の仕上げの年でもありますので、調和のとれた各種施策を引き続き積極的に取り組んで参りたいと思っております。

さらに、平成27年度は合併60周年の記念の年となりますので、住民を挙げてお祝いし、これまでの町の歩みを将来に伝え、今後の発展を未来に託すよう記念事業を展開して参りたいと考えております。

いずれにいたしましても、森町にとって、大いに飛躍する年となるよう、2月補正予算を通しての「まち・ひと・しごと創生」いわゆる地方創生への取組の加速、内陸のフロンティアを拓く取組、土地利用の活性化、企業・人の誘致、医療・福祉施策の充実及び子育て支援対策など、将来にわたり住み良いまちとなるよう、町民の皆様の英知とご支援・ご協力を頂きながら、誠心誠意取り組んで参りたいと考えております。

以上の点を踏まえまして、平成27年度当初予算につきまして、そ の内容を説明申し上げたいと思います。

最初の議案第29号一般会計予算についてでございます。参考資料「平成27年度森町当初予算(案)概要」も併せてご覧下さい。

予算規模は、7,415,000千円で前年度当初予算と比べまして、683,000千円の増、プラス10.1パーセントとなっております。

その主な増加の要因といたしましては、資料4ページ、行政無線 デジタル化事業、拠点防災倉庫整備事業等の本体建築着手による事 業の本格化や、防災・安全交付金を活用した通学路安全対策事業、 道路メンテナンス橋梁点検事業の取組、加えて総合体育館備品購入、 小規模保育所整備事業及び合併60周年記念事業等によるものでござ います。

一方、減少要因としては、天竜浜名湖鉄道新駅設置事業、通作条件整備に係る県営農地整備事業負担金の減少、消費税率引上げに伴う負担軽減措置としての臨時福祉給付金等の減少によるものとなっております。

次に、マニフェストの「5つの柱」に沿いまして、主な事業を述べさせていただきます。

1点目の「確かな安全と、こころのやすらぎを感じるまちづくり」につきましては、防災・減災対策として、行政無線デジタル化事業及び拠点防災倉庫整備事業の本体への着手に係る経費を計上し、また、一般住宅耐震化のための補助金の補助率のかさ上げや、消防団員の報酬について、近隣市を参考に見直しするなど、地震対策を含めた安全・安心な防災・減災体制をさらに整えて参りたいと考えております。

また、国民健康保険等の特別会計の健全運営に係る繰出金等を計上するとともに、森町病院につきましては、地域医療の充実のため、より一層の病院経営の改革と家庭医療クリニックの安定的な経営を図って参りたいと考えております。

2点目の「次世代につながる成長の礎(いしずえ)づくり」につきましては、工業用地開発可能性詳細調査等を盛り込んだ内陸フロンティア推進事業、新たな社会資本整備に係る基礎調査業務に要する経費を計上し、新たなまちづくりの計画を推進して参りたいと考えております。

3点目の「子供いきいき、生きがい実感のまちづくり」につきましては、本年度実施しました子育て世帯臨時特例給付金給付事業を 国の基準に従って、来年度も実施したいと考えております。

また、児童手当支給事業、こども医療費助成、及び森っ子出産祝

い金等を引き続き実施することにより、子育て世代の経済的な負担の軽減を図って参りたいと考えております。

特に、乳幼児保育のための保育園につきましては、小規模保育所事業を実施するための経費を新たに計上し、今後とも待機児童を無くし、保護者の就労支援、児童の健全な心身の発達への支援及び多様な保育の促進等に努めます。

一方、幼稚園に通園されている児童につきましては、森幼稚園と 園田幼稚園において、預かり保育事業を新たに実施し、保護者の就 労支援を図って参りたいと考えております。

また、小学生につきましては、小学校を利用した放課後児童クラブの年齢制限を無くすとともに、三倉小学校で実施しております放課後子ども教室を天方小学校にも整備することにより、より一層の子育て環境の充実を図って参ります。

そして、少子化対策の一環として、不妊に悩んでいる夫婦の経済 的負担を軽減するため、不妊治療費に対する助成を継続して実施し、 妊娠から出産、育児にいたるまで切れ目のない支援を図って参りた いと考えております。

一方、本年度実施しました低所得者に対する臨時福祉給付金支給 事業につきましても、国の基準に従って、暫定的・臨時的な措置と して、実施したいと考えております。

また、介護保険事業への繰出金、働く世代の女性のためのがん検診推進事業、インフルエンザなどの予防接種事業、及び高齢者肺炎球菌予防接種事業等を継続して実施することにより、お達者度の高い、健康・生きがいを実感できるまちづくりを推進して参りたいと考えております。

教育関係については、天方小学校屋内運動場の耐震診断、小中学校の特別教室への扇風機設置事業を実施するとともに、広島平和記念式典への小中学生派遣と北海道森町の児童・生徒との交流を継続して参りたいと考えております。

4点目の「住みやすく和を感じるまちづくり」につきましては、

天竜浜名湖鉄道への助成、三倉・天方地区での自家用有償旅客運送 バス事業及び民間バス路線への支援を引き続き実施することによ り、地域公共交通の確保に努めて参ります。

また、快適な住環境の保全を図るため、防犯灯設置への補助、公共下水道事業特別会計への繰出金、合併処理浄化槽への補助、及び急傾斜地崩壊対策事業を引き続き実施して参りたいと考えております。

さらに、公共施設の長寿命化対策を図るため、橋梁の点検や天森橋の橋梁長寿命化工事に係る設計事業等を進めるとともに、町道等の計画的な整備を図ることにより、道路・交通ネットワークの整備を進めて参りたいと考えております。

農業関係につきましては、通称広域農道の改修事業を行う県営の 通作条件整備事業への負担金、茶業等の農業振興、農業施設の適切 な維持管理、有害鳥獣対策にも引き続きしっかりと取り組んで参り たいと考えております。

また、林業関係につきましては、間伐を推進する森林環境保全直接支援事業等の森林整備事業を実施するとともに、大尾大日山線開設事業に継続的に取り組んで参りたいと考えております。

そして、文化振興の観点から、ご寄附を頂いた旧江間家土蔵の展示室及び庭園の修繕を実施するとともに、町の指定史跡である飯田城公園整備事業に、引き続き取り組んで参りたいと考えております。

5点目の「信頼と絆をつなぐまちづくり」につきましては、引き 続き協働まちづくり推進事業費を計上するとともに、天浜線軌道敷 の法面等の美化活動等への支援として、レールフレンドシップ事業 を実施し、協働意識の高揚を図って参ります。

また、公共施設等のハコモノや道路等のインフラにつきまして、 公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策を推進する ため、公共施設等総合管理計画の策定に取り組んで参りたいと考え ております。

そして、行財政改革につきましては、新行財政改革プランに基づ

き、たゆまない改革を進めるとともに、職員の意欲や企画力を向上 させるため、職員研修の充実を図って参ります。

こうした事業を効果的、効率的に推進していくため、自主・自立の地域社会の育成を図り、まちの将来像「ええら森町」の実現に向け、町民と一体となった協働のまちづくりに向かって尽力して参りたいと存じます。

次に、平成27年度の特殊事情であります「森町合併60周年事業」 につきましては、合併60周年記念関連事業調書にありますように総 額29,425千円の事業を計上しております。

一般公募によるアイデアの応募や職員提案の総数150件を検討した結果、一部採用も含め、約25パーセントのアイデアの採用率となりました。

記念事業は、記念式典の開催をはじめ、60周年の広報・啓発事業、 森町独自の健康体操制作事業、町民の森への記念植樹事業及びスポーツ教室等を開催する保健体育事業等への取組を考えております。

さらに、これまでにも行っております花火大会や産業祭等につきましては、それぞれの事業の中で記念事業を行うものについて上乗せして補助し、また、住民の皆様が自主的に記念事業を開催する場合には、協働のまちづくり推進事業補助金を活用して参りたいと考えております。

いずれにいたしましても、町民と行政が一体となって記念事業を 推進して参りたいと考えておりますので、議会の皆様におかれまし ても、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

歳出における投資的経費につきましては、性質別経費の普通建設 事業費と災害復旧費が該当しまして、前年比87.6パーセント増の1, 179,638千円となっております。

次に、これらを賄う財源の主なものにつきまして、ご説明申し上 げます。

まず、自主財源の大半を占める町税についてでありますが、地方財政計画の見込み、企業業績の状況等を考慮し、個人住民税を対前

年度比0.3パーセント増の863,500千円とし、法人税は法人住民税の一部国税化及び本年度の実績等を考慮し、対前年度比7.4パーセント減の150,001千円、固定資産税は、3年ごとの評価額の見直し及び一部評価方法の変更により、対前年度比8.7パーセント減の1,136,000千円、たばこ税は対前年度比4パーセント減の96,000千円とし、町税全体で前年度当初予算比123,830千円、5.0パーセント減の2,357,260千円としました。

また、地方交付税につきましては、平成26年度の算定額を基に、 地方消費税交付金の増加や公債費の増加及び地方創生に取り組むた めに必要な経費を考慮し、昨年と同額の1,330,000千円を計上いた しました。

国・県支出金につきましては、通学路安全対策事業、道路メンテナンス橋梁点検事業などにより、全体で953,870千円、前年度比38,030千円、4.2パーセント増の計上となっております。

他方、繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を対前年度比50,000千円増の350,000千円、総合体育館建設基金繰入金77,952千円を含め、対前年度比119,649千円増の507,986千円とし、町債につきましては、交付税措置の有利な緊急防災・減災事業債599,600千円を活用し、行政無線デジタル化事業、拠点防災倉庫整備事業等を推進するとともに、臨時財政対策債365,000千円を含めますと、対前年度比499,300千円増の1,210,400千円としています。

普通合計の地方債、また、臨時財政対策債の推移については、9ページに経年変化で載せております。基金につきましても、10ページに基金の総額が分かるように掲載してございます。財政調整基金全体の推移については、11ページにまとめてございますので、参考にしていただければと思います。

次に、議案第30号から議案第36号までの特別会計予算でございますが、議案第30号、この予算につきましても、当初予算概要の1ページに、特別合計についても総額が掲載してございますので、これらも参考にしていただければと思います。国民健康保険特別会計予

算では、過去3か年の療養給付費等を基礎として年間予算を推計しており、予算総額は、2,307,841千円で、対前年度比13.1パーセントの大幅な増となっております。

理由といたしてましては、保険財政共同安定化事業について、従来、対象医療費100千円以上だったものが、平成27年度からはすべての医療費を対象としたことに伴う所要額の増でございます。

歳出予算は、共同事業拠出金として倍増しておりますが、歳入予算においてもそれに見合う額が共同事業交付金として交付されますのでご安心ください。

次に議案第31号後期高齢者医療特別会計予算では、75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度を運営するため、医療機関の窓口で支払う分を除き、公費が約5割、現役世代が約4割を負担し、残りの約1割を被保険者から保険料として徴収し、後期高齢者医療制度の運営主体である静岡県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、予算総額は、198,191千円で、対前年度比6.6パーセントの増となっております。

次に、議案第32号介護保険特別会計予算でございますが、対前年 度比で6.0パーセント増の1,877,840千円の予算となっております。

歳入では、65歳以上の第1号被保険者から徴収する保険料は、対 前年度比14.6パーセント増の367,458千円の計上となっております。

また、国・県等の支出金では、保険給付費及び地域支援事業費に 係る、それぞれの負担割合を乗じて計上しております。

歳出では、全体の94.4パーセントにあたる保険給付費について、 前年度の推移に伴う増加を見込んだ1,772,859千円と、地域支援事 業に係る事業費として71,385千円の予算計上となっております。

次に、議案第33号公共下水道事業特別会計予算でございますが、 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ519,693千円で対前年度 比マイナス5.5パーセントの計上となっております。

マイナスになった主な要因としては、整備計画区域が、役場・高 校などの広い敷地を含む区域から、旧森市街地の住宅密集地の整備 へと変わってきたためです。また、近年の交付率を考慮し、適正な 予算規模といたしました。

歳入の主なものとしましては、水の安全・安心基盤整備総合交付金、一般会計繰入金、町債、受益者負担金と下水道使用料及び消費税還付金等でございます。

歳出の主なものとしましては、人件費4名分を含む事務的経費、 森町浄化センター維持管理業務委託料と処理槽増設に伴う実施設計 業務委託、汚水管渠実施設計等業務委託料と築造工事費、この工事 に係わる上水道管補償費及び町債元利償還金等でございます。

その他、議案第34号大久保簡易水道事業特別会計、議案第35号三 倉簡易水道事業特別会計及び議案第36号大河内簡易水道事業特別会 計とも事業執行に必要な経費を計上させていただき、住民サービス の向上と本会計の趣旨に沿った健全経営に努めて参ります。

次に議案第37号水道事業会計予算でございますが、収益的支出と 資本的支出の総額は575,570千円で対前年度比マイナス1.5パーセン トの計上となっております。

マイナスになった要因として、受託工事請負費などの工事費の減額によるものでございます。

水道事業につきましては、安心して飲める水を安全かつ安定的に 供給することが使命でございますので、健全経営が不可欠でござい ます。今後も引き続き最大の努力をして参る所存でございます。

最後に、議案第38号森町病院事業会計予算でございますが、「収益的収入及び支出」では、病院事業収益予定額を2,647,269千円、病院事業費用予定額を、3,074,699千円見込み、「資本的収入及び支出」では、収入を231,942千円、支出を355,641千円見込んでいます。

「収益的収入及び支出」では、病院事業費用予定額が病院事業収益予定額を427,430千円上回る収支不均衡の予算となっています。

病院の経営状況でありますが、平成26年度上半期は、好調でありました昨年度に比べて減収となりましたが、下半期からは昨年並み

又はそれ以上の入院患者数を持続してきました。しかし、外来患者数の減少もあり、入院・外来の全体収益を見ますと楽観できない状況でございます。なお、家庭医療クリニック、訪問看護ステーションの実績では、患者数や利用者数の増加により、着実に収益を伸ばしてきています。

病院を取り巻く環境を見ますと、医師の確保につきましては、相変わらず厳しい状況下にあり、内科医1名の年度末退職による補充と、整形外科医、外科医の増員を、浜松医大の各医局へ働きかけをしていますが、すぐには増員が見込めない状況でございます。

一方、看護師の確保につきましては、東海アクシス看護専門学校 卒の新規採用予定者3名に加え、最近では他院からの就職希望もあ り、充足されつつある状況にあります。

平成27年度におきましては、昨年6月から病棟で導入しております「地域包括ケア病床」の地域のニーズに応じた有効的な運用を図り、安定的な病床稼働率を図ることで収益増につなげていきたいと考えています。

また、昨年2月の電子カルテ導入による一層の業務の効率化、迅速化、院内の情報の共有化を図るとともに、在宅医療への対応として、訪問診療等の充実とともに地域包括ケアシステムの構築に向けた地域との連携を進める予定でございます。

平成27年度は、第3次経営改革プランの初年度として、新たに策定した目標管理を厳密に実行し、経営の安定を目指して、病院事業全般の一つ一つの課題を確実にクリアしていくよう努力していく所存でございますので、議員各位におかれましても、ご支援ご協力をお願い申し上げます。

以上で、森町の平成27年度予算の概要の説明を終わりますが、地方創生は、町の大きな課題であり、森町らしさを感じるまちづくりと、安心・安全で魅力ある「ええら森町」の実現を目指し、次世代につながる成長の礎づくりに邁進していきたいと考えておりますので、議員各位のご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申

し上げまして、概要説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りまして、ご議決くださいますよう重ねてお 願い申し上げます。

議長

( 榊原淑友 君 ) しばらく休憩します。

なお、お知らせいたします。

休憩ののち全員協議会を開催し、各当初予算の補足説明を受けま すので、委員会室にお集まりください。

( 午前11時55分 ~ 午後3時50分 休憩 )

議長

( 榊原淑友 君 )休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

3月6日午前9時30分、本会議を開会し、議案に対する質疑及び 委員会付託を行います。

なお、議案第17号から議案第21号の補正予算5件については、討論・採決まで行います。

本日は、これで散会します。

( 午後3時50分 閉会 )